

佛蘭西編

卷

特別

14

1919

65

30

25

20

15

10

5

たるをも金をもるものも二十有回あり
 所謂神樂嶽の神楽、海崎、胸崎、燃土、
 七ツ法師、八ツ流、白兔、鍾馳、火井、塩
 井、燃水、冬雷、葦虫火、逆竹、風穴、沸
 壺、白螺、土用清方、四蓋皮、箭前根石、三
 夜栗、無縫塔、沖題目、八房栴、即身
 佛等、梅子、子日、吉紀の二説を本とし
 乙身徳の段好く人の此七奇を撰ひしるゑ
 其の學を是利義以ゆ、神の江うて風流ぬ
 奇なる時の春するもひとしげぬんさもあると
 るん、うらゐ

其七奇をさるもの二十有回ありの由らむ守る
 ことを撰ひしるゑ也、ぬんさるゑん、わらゑん、えん、ふ七
 奇、P奇とさるものも、あるは除きし、ゆゑ、即
 つて奇とし、さるゑん、ふ七奇、あるは、さるゑん、ふ七奇
 と、さるゑん、燃土、二、三、回、燃水、三、回、白兔
 四、三、回、海崎、五、三、回、胸崎、一、三、回、を、傳
 塔、七、回、火井

一 燃土 頸城郡片町の志、鷓池、朝
 日池、同郡柿崎ノ裏田ノ沼、うき
 又三島郡竹森の用水溜池、及び田の
 沼、と、さるゑん、ふ七奇、あるは、さるゑん、ふ七奇

桑田は海の裏上七の杉根木を採りて夏に
てして敷きし草を焼く泥土の如くして焼く
之を田鼠の火に上げて日干し焚くと其ハ
即ち土を燃ふ、云々人王三十九代天智天皇七
年戊辰秋七月御田獻燃土与燃灰とい
ふ書に云々云々云々云々此一事
を云てしうり云々

ニ燃水 こんごうの石油也特子沼するの爲を
云々

三白兔 福地云々云々と云云邦の白兔を
即ち云々の如く云々云々云々云々冬夏

お田に云々云々云々云々のまを
終るまじと云々反も云々云々則ち
云々雪の溜る云々

四海皆 晴天と云々雨と云々海潮
の伸縮云々云々南と云々又風雨
の引く時と云々北と云々四人之と云々
陰晴と云々其氣自れと南と云々北と云々
限ると云々故と云々云々

五 桐崎 秋晴の日風雨そそぐとてさうとせむと
 又くゆるくバヤヤと雷の轟きいなるごとく
 又雪のふり山をしらしたるはなほまきの女きりあはし
 て何方かやあつたりし鈴俣即ちまき里姫
 山と云ひ古志南なるまきと守門山獄栗
 と獄と云ふ又敷をみゆとを村上の外道
 山と云ふこと其地をまきと云ふなり今も此
 寺猶もまきと云ふこと但し南を即鈴俣の
 里と打ふ三丁の里を今も狼はの動あること
 其方角島ハ幡の社地と云ふこと也
 山岳命云山は丙寅文記の秋米山を西北の海

陽谷寺

六 無縫塔 南原郡河内谷陽谷寺の門外
 なるを申しま山の傍りまきと云ふ海潮の
 いつき地を接し此地の動をまきと云ふこと也
 するは鈴俣即の海を能く北涯を逃れ
 休州の南浦を離れて大洋敷なる所の海潮に
 入るるまきと云ふは此地をまきと云ふこと也
 其の風のまきと云ふこと也其の風の海
 上をまきと云ふ地を徹接するも即ち其氣地を
 押し山谷を徹しつゝあつる風をまきと云ふ
 物なりまきと云ふ地なりまきと云ふ風をまきと云ふ
 ときまきと云ふ地なりまきと云ふこと也

注流數十尋より淵廻りたる由の計りは別、
 岩より子亮石を以て北寺位傳入寐
 三島の岸より北湖を以て岩の印と
 する石一つ岩よりあるは、
 体の石と云ふもあはれ自らして
 舟楫の人漕ぎあはれは、
 とうとう衆目の指すも、
 七、大井 瓦斯と云き出するは、
 多一軒と云ふは、

俗傳十七奇とそのもの

(1) 神樂山嶽 南寺印神樂山嶽北川と云ふ南土と云ふ

神樂山嶽

絶頂の方一丈五六尺四面の崖ありて
 岩より神樂山を奏する音ありて

(2) 巖松石 古代の石松ありて

丁、鈴鹿印より大光寺村山畑神田山南平
 る園浄寺畑の山京に入りお返しを
 う、三島印竹森村の古社地、
 あり子山下林蔵村の畑里流の古城址
 あり又米山の西北土屋村海を
 沙山の山子
 小池ありて

(3) 鍾虬 時不言なりて

かくるる不言なりて而部手是の皮肉剥け

(8) 井壺、 飯ふり心工世と云ふ柄目木村に在る也
是と一處を經たれば江を要せり

(9) 塩井 古志即橋尾の内塩谷打汗流の中
潮涌き出る井あり村民之を汲て食月を充
つ、三嶋即然取村の南塩入打の後の山岸
海ありて塩井あり是のりりと云ふ鹹し
雨打續くとまると味薄也、南多の印若るを
云下条打つ山岸塩谷と稱する所の圍や
る方と七八村に編き出る不あると云ふが
ツくとと云ふは、尚塩井は、
あり

東
橋
原
表

(10) 逆川 南多の印島を穿て西の方寺に在る也
(11) 即乃佛 三嶋郡野積村西生寺の右
の方と表同ありて之を弘智寺と云ふ然れ
弘智江に地内入るに端はの儘に寂す
邊居りふらと云ふ、其邊のりしと
云ふ

(12) セツ法師八ッ流 秋城郡龍波山にありて
未日霽西に旋るに日如を流白く又あり
古の神ありは、此流の中失里く法師の
形勢らん出づ地をこるるを、
と云ふしと云ふの表を西國龍向流に不

動者の形の歎くくなく遠く山並の
梅の影をいとお映ししサ人形をとりて
あつた歎

(13) 八房梅・高多印丸島村善照寺の梅
(14) 風洞 浦平印四上寺隔院堂の後
トあまろ絶壁の下に径尺并るる岩
穴あつたを風を出さしと扇風のかみ比す
べし伝説に角田氏の洞にはある道下は地
奇をもちしと信するうらや似し外元を
風の通すべき石あつたり或る地中深
く穴あつたを自記するもの

東海道
紀伊

又地中泉脈の道するさの伴し大山を
穿るる洞ありしをうらや似し即能
波山も風洞あり

(15) 藁虫火 何れかあつたり雨夜道を
往來するに不図着るや表もらじ漏る
露比る火のまゝなるてん後ろりも似く
なすも恙く敷子の袋中火のたき走る勢
ゆらたふとくもあつたもあつた而
して人と言つてもしん様火もも固
らじ怪あつた

(16) 土用清力 或る岩出清乃と系古志

後卿軍の病歿を鴨取城境多岐郡の
く唐く唐も成自ら大作の成をいふ
漢の中を就てゆきしを記すに終に
此多漢下も何の益なきを精漢す
とんばはるも奇し漢士の即ち細心
と其の兄の事受する也此を而も
みも父を自ら歿すもあるも此の
法を記すもその他は終に此の執
て終に記すも其の例を尋げ理を推
し以て論議するも其の論の漫
と一のの言すも其の言を記す

東
大
學
藏

経学家の漢書法を抄るは河井流るる
因る回く漢書前島老人の治法を余ら
を辭し(老人を評するありしに院
教授との勤めしことあり)に人
後任の鶴殿と推考するに雪を履
しをるる事と鶴殿の知ありしに
ちるる事ありしに物ありしに
せりし其の漢書なるに目録後
に後を録し中へえりしにその
まらるる事ありしに河井の

と貴方もよく深く仕向のある、いゝことを
 我のち又深くを以て強うするをいふことを云
 へる余も尺の文法のとるもさうと得る感
 服もさういと又改めを初めぬるをいふ井
 もあつたにが休しとみらるるおれを思ふ教す
 る事よふつたをさうさうもあつた、とんを面
 もき流しもある、おれを病めるも三伏の終ま
 七律入のふれを付け枕籠り侍の男
 〇余もさうと解さぬ酒屋のさういふさうの
 〇余もさうと解さぬ酒屋のさういふさうの

東洋文庫

◎本社では今度縣下若客の打基を乞ふて、
 讀者消閑の一適とするつもりであるから、
 一應縣下若客の話をして置くのも無用で
 あるまい。
 ◎縣下の若客として名を知られて居るもの
 は、先づ田中政喜、廣澤庄七の二人である、
 田中は年も別し、近頃まで東京に出て方面
 士として居たから、廣澤は縣下の人に
 は知られぬけれど、四段の手合である、廣
 澤は人も知る如く當市のもので、近頃二段
 に昇級した、此外加茂の阿部龍次郎は四段、
 五泉の伊藤源三郎は初段といふもの、
 實力は三段に下らぬといふ話だが、阿部は
 河内國へ、伊藤は北海道へ移住して居るか
 ら、現住者では田中廣澤の二人しかないの
 だ。
 ◎初段以上の本免状を得たものは二人で
 も、初段以下で方面社の免状を得たものは、
 二級初段には高田の辯護士宮川小一郎、二
 級初段では小千谷の五十嵐藏、高田の水野
 敏、初級初段には佐渡の歌代嘉一の諸人

がある、濟々多士とはいへないが、亦た必
 らずしも人なさを欺すべからずである、
 ◎カカ、入段者必らずしも上手ならず、無
 段者亦た必らずしも下手ならず、長岡の伊佐
 治は無段でありながら、三段以上の實力
 を有して、其當時若客の稱があつた、因坊
 文和を驚かしたとあるさうだが、今の伊
 佐治ともいふべきものは、新島の長井修
 助で、長井は免状こそ取つて居ないが、實
 力は確かに大抵の入段者を凌ぐに足るもの
 がある、之に繼では、藤の千尾兵四郎、
 入向の護山基(淨應寺住職)、長百呂の藤
 田、高田の鹿野浪衛、室十一郎、海井檢藏な
 ど、何れも本初段に先から先二位、手合で、
 二級初段から初級初段までの免状なら、イ
 ンでも取り得る力量がある。
 ◎長井は多忙の身分であるから、廣澤とも
 去年手合せしたことはないが、當時は常
 元といふ手合であつたさうだ、さうが一昨
 年西京に遊び月間滞留して居つた時、廣

尚の幕客石谷廣策(五段)を旅寓へ招んで、
 百五十日間計り毎日一局づゝ日課として輸
 送を争ふた爲め、メツキリ上達したのださ
 うな。

の生衣のそまゝにゆき出
 てるの、さういふと、保
 ねは、おのゝ手合を運ぶ、
 の生衣をおとす、即ち、
 ねは、

○おれは、信濃守に、
 また、おれが、さあ、
 内務の、
 以、
 一、

信濃守

と、信濃守と、左の、

山形、
 朝鮮の、
 活を、
 必要、
 トウセ、
 の、
 き、

の勅令を納め略るは高上事申の候様を
らして伊藤由美と代りて刑囚とあら
らるるに伊藤由美の罪なきは痛く
外此の勅令をねらして名をなすは
ハ内各を引受けお所謂未了事件を仕
ませしは引受けおとすのて終るは傳
すまらうとの終るはつとて伊藤由
と而つて伊藤由美とある國を代り
すとも伊藤由美とあるは伊藤由美
也外交上とせん式の文を致下
一とて伊藤由美とあるは伊藤

伊藤由美

の情にあらざるはあらざるは伊藤由美
の不可を致して一と伊藤由美と納るは
所謂未了事件とせん式の文を致下
内各を引受けおとすのて終るは傳

○消すは片 アダム、イヴを支配人である
らるるを研究し出さし人々のあつたは来由
コリー大出かきさう教員ハートンと
人が四年つら候は伊藤由美の罪なきは痛く
しと研究を結ぶは伊藤由美の罪なきは痛く
の候は伊藤由美の罪なきは痛く
社を支配人としてエデンの園を造るとする

堂を多きるる形勢中故に後堂を非と
するありともありしとありあり
甚しき例の如く此の調査の結果早急なるを
あつと投合するもあつたらば後堂に可のせと
主張する形勢ありしを直ちに後堂に
せらるべき形勢ありしを余も一の折衷
説を出ししを本堂も非を悔いて大いに此の
方針を改めたるに調査方針の如き、六、七、八、九、十、
湖月橋交際会等の如く本堂に後堂あり
う同くありしに調査中も七、八、九、十、の如く
此の如く同くありしを余も一の折衷

て各々の意思をあまりに強て後堂を非と
するありともありしに調査中も七、八、九、十、の如く
外に調査方針は此の如くありしを余も一の折衷
する本堂を調査を興へし調査の結果
老の如くありしに調査中も七、八、九、十、の如く
多なるありしに調査中も七、八、九、十、の如く
の如くありしに調査中も七、八、九、十、の如く
ありしに調査中も七、八、九、十、の如く
ありしに調査中も七、八、九、十、の如く
ありしに調査中も七、八、九、十、の如く
ありしに調査中も七、八、九、十、の如く

部と陸の油を巡つて人々を里しくあ
属をいしもの後を起ししは休務伊助を
の不可きを論じ初を物もども容易に
くみりて再なるはしとせざるおん
今をすり明し引續き今のある本と
減をぬきし本ある油を巡るとする
いふを照つて行く三四日とせんと
者かこんとせむ共うふり双方を
まらむ一方をあるをの言を疏
油をすう使あるは又三四日
と卒して後をすうの機も望あつ
油

東洋文庫

^{三條}書下代減士の二任は
に立張せんと今も
の暇目をあふりし
し高もいふも本
たり領地の
海濱に
出せしもの
けり本あるに
のんを一回
すしと如の
たうあふりし
たうあふりし

と云へるを得ず言の如きとある處迄を以てし
不問意うとして應ず余と稱し油畫を
其後畫の技を待ひんとする心座を言
と油畫を待つて後畫するの意あるは
そのは言をまためて免に用此のあり處
こ同云せしめんといふも余の言を
猶生の言を徹するもあらずして其向
陳と云ゆ所の後此の言を著し其言を
決するまゝとて正教し其言を著し其言を
故にとし其言を著し其言を著し其言を
まじらざるありと稱し其言を著し其言を

なありて後畫の技を待つたのありけり
油畫部を其の論の如き深く其言を著し其言を
まじらざるありと稱し其言を著し其言を
七起するも後畫の技を油畫の結果如
何の拘りたるも其言を著し其言を著し其言を
決するも即ち其言を著し其言を著し其言を
一城を著し其言を著し其言を著し其言を
こも九名を著し其言を著し其言を著し其言を
枝葉の現るも二日を著し其言を著し其言を
が畫派の言を著し其言を著し其言を著し其言を
と云へるも其言を著し其言を著し其言を著し其言を

聖武天皇	母、妃、光明子 孝謙稱極天皇(女帝)
桓武天皇	母、妃、藤原乙女
平城天皇	母、葛井藤子
阿保親王	母、文德天皇
仁明天皇	母、文德天皇、藤原順子 實康親王
文德天皇	母、實康親王 皇子(御名未詳)
三條院天皇	母、實康親王、紀靜子 惟喬親王
後朱雀院天皇	母、實康親王、藤原藤子 後冷泉院天皇
後三條院天皇	母、實康親王、藤原茂子 後三條院天皇
白河院天皇	母、實康親王、藤原茂子 白河院天皇

後醍醐天皇
母、尊良親王
母、尊良親王
母、宗良親王

御養育主任
(大命川村純義伯に下る)

御生れながらにして未だの陛下と仰がれ給ふべき御運に渡らせらるる、皇長孫殿下御養育のとは何人に御下命おらせられしや洩れ承はるる所によれば去る七日葉山御用邸に在す東宮殿下より川村純義伯に御召命あり川村氏は取るものも取りあはず伺候したるに殿下には御機嫌麗はしく此度御誕生の皇孫は其方に養育申付くるとの仰言に伯は卒然のとは恐懼答へまつる所を知らず唯だ頭を垂れ居りしが漸くにして面を挙げ數ある群臣の中より殊に臣を疑でさせ給ひしは伊藤士方其他へ御諮詢の上御内定おらせ給ひし御事にもやと伺ひまつりしに殿下には笑を合せ給ひ餘事は知らず個は我が一家

のとなれば兩陛下と自分にて選定せしなりとの重ねての仰に川村伯は一層感激し直ぐにも御請けを存せしかば願みれば其責任の大なるを類ふべきものあらねば一先づ御猶豫を願ひ歸邸後熟考の上十日再び葉山御用邸に伺候し御請申上げたりと云川村伯の光榮大なりと云ふべし尙ほ皇孫は冬期は多く沼津の方にて御養育申上ぐる等

御降誕後の御式
今回皇室に於て定め給ひたる御降誕令を承はるるに御降誕の當日は別に御式を行はせられず七日目に御令名の御式を行はせられ夫れより四十三日目即ち御降誕より五十日目を以て初御参内と稱し奉り、兩陛下へ御對顔あらせられ次いで賢所皇靈殿の御答拜あり御歸殿後群臣百僚の参賀を受けさせらるゝの御次第なりと

御命名式
御命名の御式は本月五日を以て舉行せられ當日は宮中賢所皇靈殿新殿の三所及び東

宮御所にて祭典を舉行せられ徳大寺侍從は陛下の御命名を奉じて東宮御所に参向せられ又た親任宮は勿論勅奏任の總代として賢所を参拜せしめらるゝ御治定なりと

今上と皇太子
東宮妃殿下は昨年五月十日御年十七歳にして東宮妃となり間もなく御妊娠ありて去る三月十一日御着帯式を行はせられ今上皇子御降誕ありたる御次第なるが又今上陛下は明治十二年聖壽二十八歳の御時皇太子を擧げさせ給ひ本年五十歳にて皇孫を見給ひ皇太子殿下には御年二十二歳にて御子を擧げさせ給ひたるなりと申す

東宮殿下への御しらせ
一昨夜皇子御降誕あるや電報を以て葉山御用邸にいます東宮殿下の御許へ御急報に及びしが次いで錦小路東宮主事心得は昨日午前六時二十分新橋發着にて妃殿下御使として葉山御用邸に伺候し皇子御降誕の趣を親しく言上に及びたる由

九條老公の御喜び 東宮妃殿下の御父九條道孝公は舊冬來病床に臥し一時は危篤の報ありしも妃殿下御懷妊の事ありてより痛く元氣も恢復し追々狀方に赴きて四五日前よりは全く平日に異ならざる迄に至られけるが一昨夜十時十分皇孫御降臨の赴き東宮御所より同邸へ傳へられしかば老公は今更の如き御喜びにて直に馬車を駈て東宮御所に伺候し御喜びを申上げ妃殿下の御容体を聞取られしに殿下には九時頃より御産氣を催させられ十時十分最と御軽く御安産あらせられしとの御事にて通常ならば産氣付きてより分娩迄は十時間位を要するに僅かに二時間位にて御分娩あらせられしは稀有の御事と傳へられしが老公は涙を流して悦ばれ昨日午前一時五頃歸邸ありしが御喜びの餘りにや寢所に入られて後も睡眠されし様子なく昨朝未明に床を放れ九時半參内して御喜びを申上げ又々東宮御所に伺候し午後一時歸邸せられたるが何事も御事

御産の御儀式 今度皇孫御降臨に就ては東宮御所にては夫れ御儀式を行はせらるゝとなるが聊か此御慶事を祝ひ奉らんため曩昔宮中にて行はせられたる中宮御産の御儀式を左に掲げん御産所の御様様 御産殿は中宮御所の内に設けられ其の御調度はすべて白色にして白木の御帳、白御屏風白御几帳白綾御疊を用ひ御産は白織物の縁白生絹の裏付きたるを用ひ給ふ御産殿に伺候する公卿藏人女房等に至る迄皆白色の衣をまじふ偕て御産の御氣色見ゆるや仁和寺、叡山寺の處主南無に伺候して御平生の修法を營む皇子御降臨となれば宮中より御劍の勅使を差遣はさる此の御劍には錦の袋に入れ象笏を以て葉文を押したるを用ゆるを御例となすとかや勅使は寢殿に參進して御劍を授け退出

す此夕には御母後の御安泰のため孔雀經法を行ふ又た新誕の皇子の御乳付は御母后自ら遊ばされ或は御乳母に命じ給ふとあり御胞衣は後春日又は加茂の神苑に墮り其上に櫛を植えて永く御しるしを止むるの例なり 御湯殿の御儀式 御湯殿とは新誕の皇子に産湯ひかせ奉る儀なるが御産殿南庇の中央に設けられ御簾を垂らし童子を煮きありて吉方の水を汲み來り御湯をひかせ奉る御湯殿の用具はいづれも白布を覆ひ其係の官人女官等 悉く白衣をまじふ若宮の渡らせ給ふ時女房一人御劍を持ち一人散米を取り一人虎の首を持ちて參進し御乳母御湯を奉仕し女藏人二人御湯の役を勤む虎の頭は其背を屋上に置けば悪夢の嬰ふを避け湯に煎じて小兒に浴みする時は惡氣を避け長大無病なる由にて斯くは其形を象りて其影を御湯にうつし浴みせ奉るなり又散米は新嘗に惡神の入り來たらむを懼へ和して去らしむ故事より起りしものにて御浴の了へたる時それを散らして打掃に似たる御式を

行はせらるゝなりと云御浴行はせらる時文章博士は讀書儀を奉りて御湯殿近く二三尺參候して笏を指し卷を披き御注卷經(天子の原)又は史記(黃帝本紀)等を讀み又た鳴弦とて五位六位の者各十人弦を鳴らして妖魔を驅ふの御式あり尙ほ若宮御降臨の後三日夜五日夜七日夜九日夜には夫れ御儀式ありて群臣に饗祿を賜ふと差あり御式の器具は白色を旨として銀の器を用ひらる、又た百官有司僧侶勸學院の學生等は三、五七の日を撰びて參賀するの例なりと云ふ

この修をせむを修む
或は是を過ひくの御例
記を命りしとありを清も
し事修むと云ふも
これ入る御とやまらん

とてと扱ぬふち(西)のときもを敵視
し事なく行ふ敵も敵視せ
る、蓋し唐を三季十月七日に徳川
の指をもまひのりて(朝)正(正)にせし
のい(い)に(隠)者(人)士(の)執(執)る(隠)り(し)の(い)に
此(此)の(時)也(伏)見(見)の(執)も(先)う(う)と(及)ふ(及)ふ(十)日(日)の(公)
武(武)の(百)陰(陰)の(秘)氣(氣)を(を)な(な)ま(ま)分(分)る(る)に(隠)者(者)の(百)
劍(劍)戈(戈)も(も)存(存)る(る)秘(秘)機(機)既(既)に(満)る(る)傳(傳)も(も)尊(尊)火(火)傳
い(い)る(る)も(も)著(著)し(し)一(一)電(電)其(其)の(り)る(る)に(閃)く(く)あ(あ)ら(ら)ん(ん)事(事)
都(都)を(を)以(以)て(砲)細(細)浮(浮)る(る)の(裡)に(鎧)を(を)か(か)ん(ん)と(と)す
言(言)ふ(ふ)危(危)候(候)一(一)撃(撃)の(り)る(る)に(隠)者(者)の(徒)暇(暇)中(中)況

に徳川より其の言(言)を(海)合(合)に(理)る(る)こと(と)に(か)ん
る(る)徳(徳)川(川)を(休)ま(ま)す(す)は(砲)を(を)う(う)る(る)に(か)ん
徳(徳)川(川)の(政)も(り)佐(佐)佐(佐)と(と)り(り)の(女)に(建)て(ハ)
別(別)を(を)分(分)武(武)の(り)る(る)一(一)禪(禪)機(機)も(も)く(く)る(る)に(か)ん
也(也)と(と)説(説)き(き)し(し)て(也)う(う)ぬ(ぬ)き(き)の(見)を(を)懐(懐)く(く)の
と(と)結(結)端(端)し(し)て(也)う(う)ぬ(ぬ)き(き)の(見)を(を)懐(懐)く(く)の
と(と)結(結)端(端)し(し)て(也)う(う)ぬ(ぬ)き(き)の(見)を(を)懐(懐)く(く)の
か(か)谷(谷)法(法)和(和)の(女)を(を)と(と)り(り)の(政)也(也)の(時)也
か(か)理(理)も(も)き(き)潤(潤)く(く)ん(ん)を(を)う(う)る(る)に(か)ん
念(念)骨(骨)筋(筋)の(微)し(し)る(る)こと(と)に(か)ん
と(と)う(う)と(と)は(は)伏(伏)見(見)の(秘)氣(氣)も(も)あ(あ)ら(ら)ん(ん)に(か)ん

京師の形勢を憂へて、
己の力もや勁振、彼が賤々を流しと自らの
くんと名を三つするこゝろを憂へ

因り此を其るるに其の建て下るるを三陸長
徳の空心のせうし左の如く云ふこと

殊に嘉永以来外國渡来和義の可憐
らるる武の御前物語をせしむ時流不

いふゆゑに其の乗れ巧みするまの丸を
借るる浮浪の激怒を深きゆゑに、狂暴

醜乱或人と云々、人命りよ、臨むるはゆが
慷慨決死の心、底き可憐事なるゆゑ也

三陸長徳

全く心の私情を出て義理のまゝに國家は
ある道を不辨、不好犯上而作乱者未
有之と洗歎之あること、再来物語は
い上上不愆、徳を去らざる事、他も亦記
し終るるを、い上上の人、如く云ふるは、
あや外國和義、天不祐我、行くこと
説く流るるを、い上上と云ふは、
既に先帝御江戸の御流文、流るるも
あや、い上上と云ふは、い上上と云ふは、
と唱へ、彼も及ぶと、彼と和義、い上上と云ふは、
い形、い上上と云ふは、い上上と云ふは、

此書を言ふ一得やけんや著者の河井を言ふ
こと不差なりと書すれん河井を時執りて言ふ
ゆくとも迂らうしと書いよとをぬがもも河
井と初めらして休言帯論うて言ひて特立獨行
まんとくく極端の言ふ隠れしう、もつらう向方
河井の初巻終りて言ふをえんていふ

河井傳の著者曰く終りて此の心秘さうと云ふは
是れ終りての御書(江ノ外傳) 著るは、
(正史)に終りし不さう曰く「余を敢て秘を記
すべしと書す、かくや我の傳の人心をさう眠れ
り之を敢て醒本起てしと書す」先づ是を

東林堂

一と也、我の言を信と為さうめさうのさう、是れ士
氣を改めよさうのめあまをさう此のめさうと一傳
のす氣改め振ひまは我の此のたてま
めさうと一秘計と書し即ち終りて強めを扶
みて官舎の閑まさう、今人を強しと先づはを
知う後田入れしめさう、後後ら子友田
先づははのし甲を止めしめさう、はを討つ
不つを従せよ、はははをいよ、我の言はう、
香りの物を行し、言はは、説き、其の茶吹
を助め、以てまをさう、著者の閑を、今め、ま、斯
のめさうと而して、高は、我の、さう、ま、後、

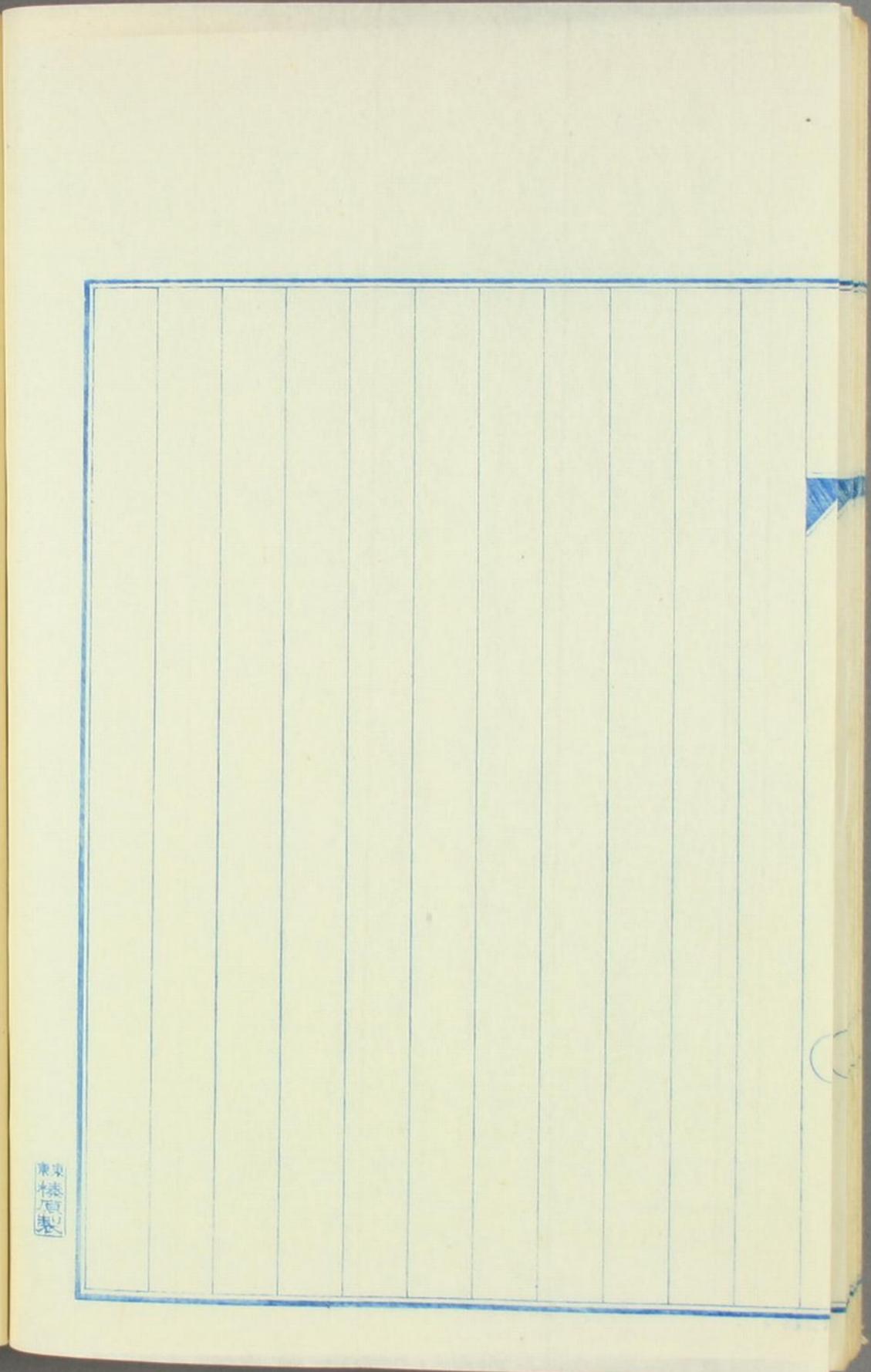
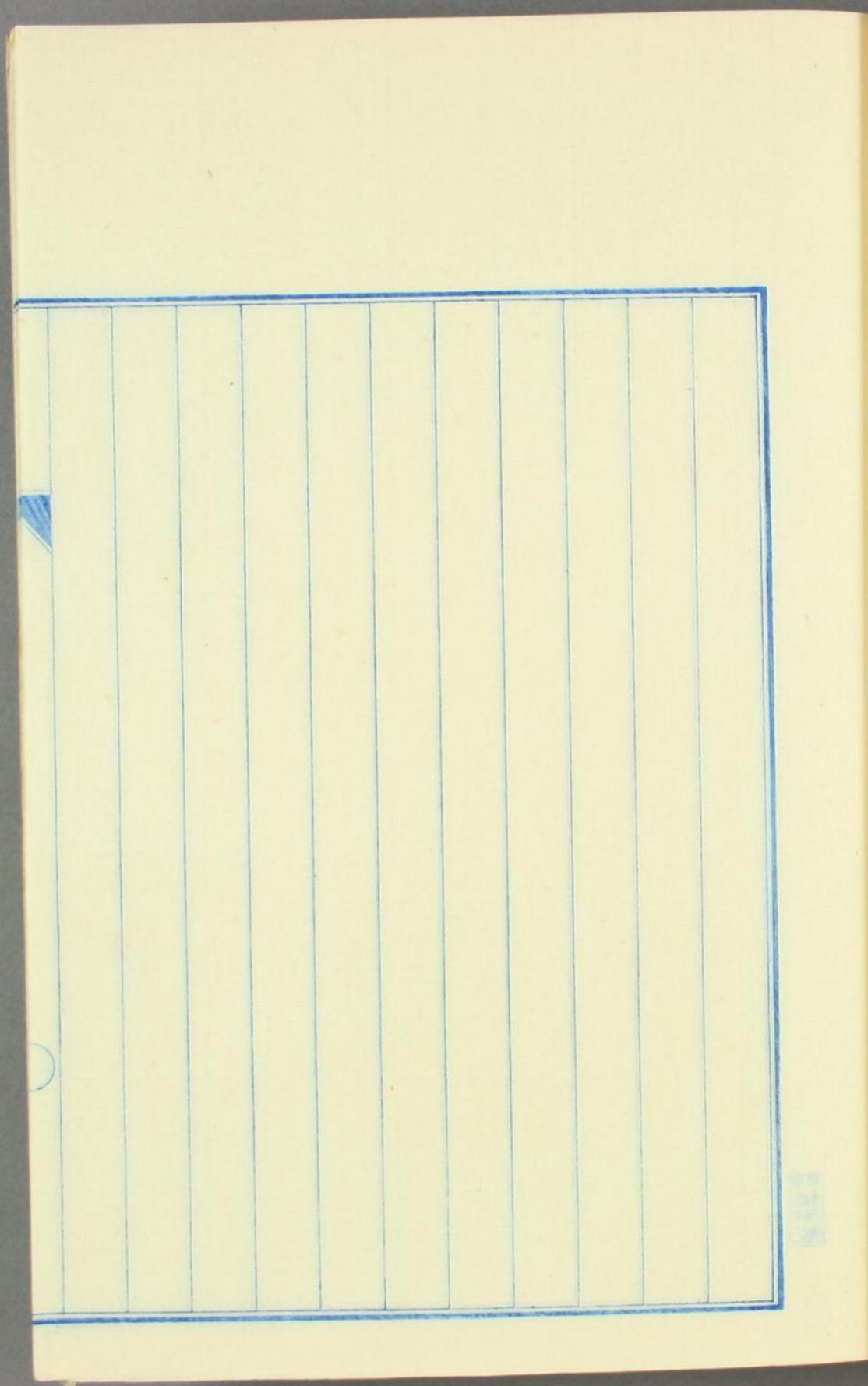
たゞしあはれは 友をうけおさる物に先づ我うそ
の所より往りてを討つとせむ。是れ名守のい
事順ふりて天より平御さるる是れ是
今も心極さる

此等甲子乙酉の極さるるかをわらわぬはあはれ今も甲子
人より往りてを討つとせむ。是れ名守のい
事順ふりて天より平御さるる是れ是
今も心極さる

○五月よりわらわぬはあはれ今も甲子
人より往りてを討つとせむ。是れ名守のい
事順ふりて天より平御さるる是れ是
今も心極さる

五月

二十日と経て後さるる甲子よりわらわぬはあはれ今も甲子
人より往りてを討つとせむ。是れ名守のい
事順ふりて天より平御さるる是れ是
今も心極さる



--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

東
橋
河
表

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

東
洋
史

奇遇の割印

(平沼専藏其祖先を尋ね當つ)

権者の富豪として知られたる平沼専藏氏は
今こそ同地に肩を比ぶる者なき鉅萬の身代
とはなりたれ一代分限の腕一つに造り上し
財産にて誰より譲られしにもあらざれば
其生の親こそ顔見知り居らんもその祖先は
何處の人といふさへ判然らずこれが爲に榮
ゆる程身の素性を輕侮せられ何處の馬の骨
かと陰口いはるゝを年來心苦しく思ひ何と
かして祖先を知りたきものと八方に手を盡
して搜索ねたれど雲擾むより六ヶ敷り穿鑿

平沼専藏

變へて訂正増補と號し學校の方で生徒に向て是非訂正の分を買へと命ぜる、それであるから本屋で之を訂正と呼ぶかいで金箔といつて居る、直ぐに割けて賣れかゝ成るといふことであらう、併しこんな學校の東京に在るは

○この頃の朱子學の物が賣れなくなつて猶も朽子も古學物を採れて来る、王陽明や陸象山の勿論であるが、中江藤樹や大徳中齋の物もなか／＼よく捌ける、それで雜誌にまで陽明學の出版が大分出來た、然し大徳傳習録や洗心洞割記の講義見た様な物はかなりである、青年の腐りかゝつた鴈へんちと斯いふ様な物と注入するの宜からう

○隨筆物の百家説林などが出來てから古版もの賣れなくなるであらうと思つて居たら、活版物で廣告した結果か、古版が高くなつて本が掛かる成た、世の中意外なものである

○併書の新派といふものゝ興起から嘉永や安政の五百題物又月並の出版物を尋ねて來る人がまるで無くなつた、其の替りに此頃の天明物はかり尋ねて來る

○近頃の不思議と若い人が法帖類を買ふやうになつた、始終ペンばかり持つて居たので急に不自由を感じた反動であらうか、唐人で之を子昂が買れ口が良いが、何んにも知らぬ人が只名前で買ふのど見えて、遂に誰れか書いたか知れもせぬ物へ義之や子昂の名を入れて出版する奸商が現はれて來る

○徒然草の無いが、竹取物語の無いかと云つて書生さんが來るが、當時の活字本を切らして居て無心昔の木板本を見せ様ものなら忽ちこんなものが讀めるかと劍突を喰う、和書を読んだ事の無い眼ぢやお無理もないが、さりとて間違だらけの活版物を好むのも可笑しい

○大臣で書物好きの渡邊さんである、暇さへあると車で市中の古本屋を廻つて居られるが、何んか種類の物を好まれるのかといふに、心機轉々で少しも分らない、佛書を買はれるかと思ふと法帖や草双紙類を購ふて行かれる、それから歌書も買ひ、歌書も買ふといふ風である

○谷將軍から本の注文が來たから早朝に持つて行く、丁度お出かけの折りで馬の上から本を受取つて馬丁に口を取らせたまゝ四五町も馬上買替に白髪を撫でつゝ閑讀して行かれたこともある

○根本博士が羽織袴で儼然鉄扇を持つて店頭に立たれると、何となくこわい方の様に見えるから小僧達もさう／＼上目遣ひをして居るが、思ひの外優しい方である、併しかういふ方我々に取つて餘り有り難くない、大概の物でなかく御用に立たないから、何んでも我々にデモ學士や金持のお百姓が一番のお得意である

○一番本屋流かせの基の本のお客である、幾かの物を買ふに二三時間も調べられる、それだから小僧も始めから承知して基の本と來るとなりたけ指の隅の方へ出して見せる、他のお客の邪魔になら

▲茶ばなし

○僕の本屋であるが今年程學校の教科書の改定されたことの前代未聞である、中學程度と來て一層甚しかつた、去年の仕入り八分通り反古になつて仕舞つた、それも新進の書籍に改めるのなら仕方もないが實際の左様でないのが澤山ある、これの貧家の子弟などが半價の古本で間に合はしたり、弟が兄の譲り物で濟して置く爲め出版屋が堪らない、そこで少しばかり改削を加へ、表紙を

して今に至るまで知れざりしも尙其まゝに
 思ひ棄てず密に人を諸國に出して村といふ
 村の平沼姓の者にして些か門地ある者には
 傳手を求めて縁故あるか無きかを聞知した
 るもそれと思しきも見當らず却つて好もし
 くもなき貧困者の平沼姓の者が態々尋ね來
 りては縁を繋がんとするに困り果て唯も歸
 されねば若干かの草鞋錢與へて追ひ歸せし
 事も數限りなき程なりしといふが茲に茨城
 縣鹿島郡柏熊村に平沼某といへるありこの
 家は同村にての門閥家にて界隈にては神孫
 といひ振し今は衰へても人々の尊敬する事
 昔に變ら
 ざる舊家
 なるが同
 家の六代
 前の祖に
 して同村
 を立退さ
 たる者あり
 其の際の
 後々の紀



念にと系圖書に割印して行きたるが今に同
 家に存したるも其の祖はそれより何處の國
 へ赴きしか音信全く絶えて其生死さへ知ら
 ざりしがさるに横濱の平沼家に藏したる古
 印一顆ありて代々持ち傳へ來りしものなり
 と大切に保存し置さしにこの話を漏れ聞き
 て早速人を出して彼の平沼家の系圖書を一
 覽しその割印に持ち傳へたる印を合せ見し
 に寸分違はぬ同じものなりしに予専藏氏は
 多年の意を達し始めて祖先の知れたるを喜
 び兎に角一度面會して實否を糺さんと同家
 の當主を横濱に招き様々話し合ひたる所能
 く符合して疑を容るべき事もなく全く一家
 に相違なきより改めて一家の懇親を結びて
 未長く本家分家の交際を爲さんと約し同家
 には月々若干かの仕送りをして爲し衰へたる家
 政の補助をなす事に極めたるが此程専藏氏
 は家族を伴ひて同地に趣き平沼家祖先の墓
 參をも爲し同家には土産として百圓を贈り
 二三日滞在して立歸りたりといふが不思議
 の奇遇と云ふべし

丙子年四月第四
月十日浣衣日清苑
中

才女傅孝人

